

『子ども・子育て支援新制度』について

～ 認定こども園制度を中心に ～

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!

平成26年8月8日
堺市 子ども青少年局



※ 現時点での国資料等に基づいて作成しており、今後修正する可能性があります。

新制度導入の経緯

子ども・子育て関連3法（平成24年8月制定）

ポイント！



- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部を改正する法律
- 関係法律の整備等に関する法律



平成25年8月 堺市子ども・子育て会議設置

平成26年7月 各種基準条例制定

平成26年10月 利用申し込み開始

平成27年4月 新制度施行

幼保連携型認定こども園とは

ポイント!



- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 地域における子育て支援の機能を持つ施設
- 親の就労状況に捉われず子どもが育つ場
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保

認定こども園法による認定

児童福祉法による認可

学校教育法による認可



認定こども園法による認可、指導監督

移行の推進



幼保連携型認定こども園の位置付け

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

**学校・児童福祉施設
両方の性格**

ポイント!



子ども・子育て支援法
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援
のための仕組み～

施設型給付

ポイント!



認定こども園 0～5歳 

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型	保育所型	地方裁量型
------	------	-------

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

新たな幼保連携型認定こども園の認可基準イメージ

ポイント!



1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。なお、「単一の基準」については、幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。
- 既存施設(幼稚園、保育所、認定こども園)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認定となり、設備について、現行基準を適用する。

主な認可基準

〈学級編制・職員配置基準〉

- ・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。
- ・職員配置基準は、4・5歳児30:1、3歳児20:1(*)、1・2歳児6:1、乳児3:1

* 質の改善事項として、公定価格において3歳児20:1→15:1への配置改善を実施

ポイント!



〈園長等の資格〉

- ・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者
- ・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す)

〈園舎・保育室等の面積〉

- ・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)
- ・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)

〈園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置〉※名称は「園庭」とする。

- ・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積
 - ①満2歳の子どもについて保育所基準(3.3㎡/人)
 - ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方

〈食事の提供、調理室の設置〉

- ・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。
- ・原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。



現行制度と新制度との比較を挿入

新制度における給付対象となるための「認可」と「確認」

新制度による施設型給付や地域型保育給付の対象となるためには、施設や事業者は、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

- 「認可」: 人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか。
- 「確認」: 会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付対象施設・事業者としての的確か。

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	幼保連携型認定こども園	堺市	堺市
	保育所型認定こども園	認定:大阪府	堺市
	幼稚園型認定こども園	認定:大阪府	堺市
	幼稚園	大阪府	堺市 <small>ポイント!</small>
	保育所	堺市	堺市
地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 事業所内保育 居宅訪問型保育	堺市	堺市



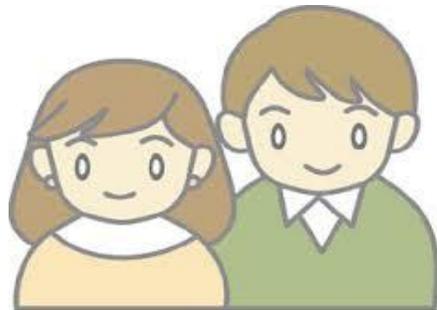
給付対象施設の確認についてはすべて堺市が行う。

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	認定の内容	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
1号	<u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの</u> (第19条第1項第1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号	<u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号	<u>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

利用手続き【1号認定】



利用希望者

利用申し込み
認定申請



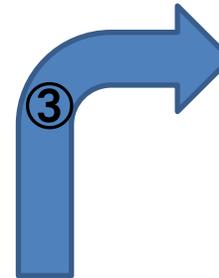
pixta.jp - 981228



認定証を受領後、利用契約を結ぶ
利用料は所得に応じた応能負担

幼稚園・認定こども園(1号)

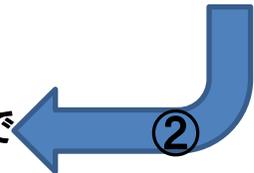
園は市へ認定申請書を提出



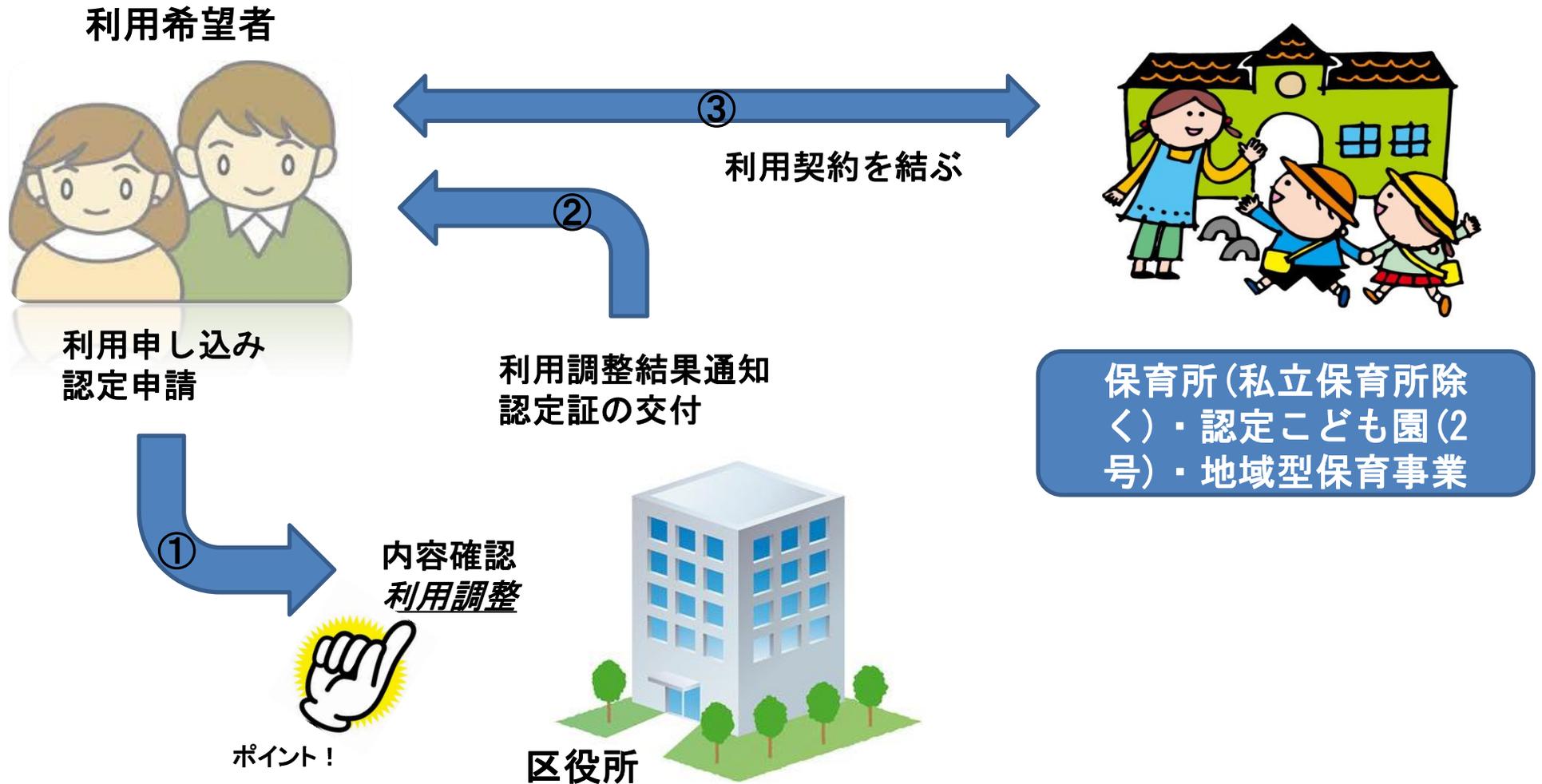
区役所



内容確認
認定書を園経由で
交付

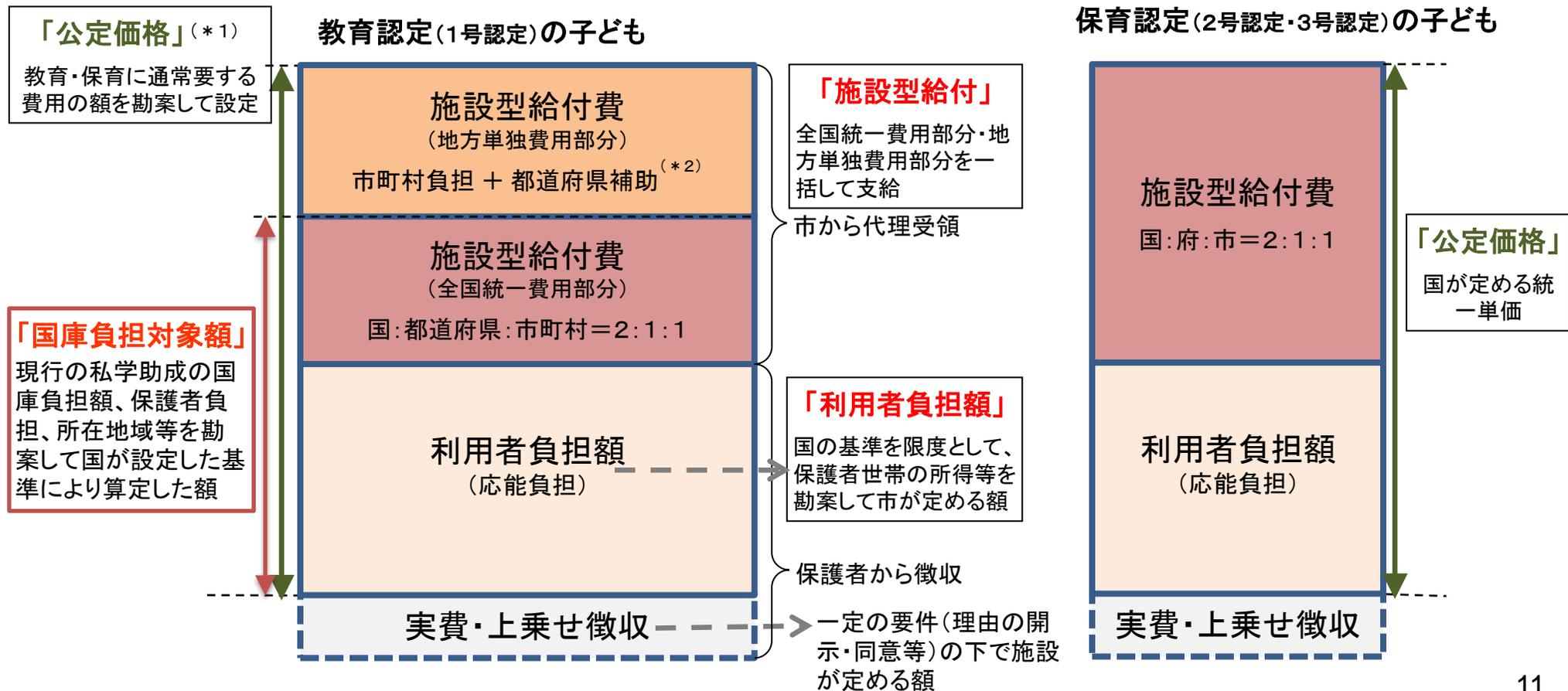


利用手続き【2・3号認定】



認定こども園に係る施設型給付の構造（公定価格及び利用者負担）

- 新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。※私立保育所に対しては、委託費として支払う。
 - 各給付費の基本構造は、「公定価格」から「利用者負担額」を控除した額
- ※市が定める利用者負担額のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能。



まとめ：現行制度と新制度との比較 ①



○ 施設や事業の運営に係る財政支援について

現行制度

施設・事業によって異なる

幼稚園：私学助成（文科省）

保育所：運営費（厚労省）

認定こども園

幼稚園部分：私学助成（文科省）

保育所部分：運営費（厚労省）

新制度

財政支援の一本化、給付の創設

施設型給付（幼稚園・保育所・認可園）

地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）

給付の所管：内閣府

○ 施設や事業の利用方法について

現行制度

施設・事業に応じた手続き

幼稚園：施設に申込み

保育所：市に申込み、市が選考

認定こども園：施設に申込み、施設が選考

新制度

保育の必要度に応じた手続き

保育の必要性のない子ども（1号認定）：
幼稚園や認定こども園へ申込み

保育の必要性のある子ども（2号・3号認定）：
堺市へ申込み。堺市が利用調整

ポイント！



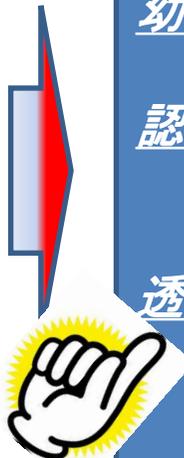
まとめ：現行制度と新制度との比較 ②



○ 施設や事業の「認可」について

現行制度

幼保連携型認定こども園の複雑な認可
「学校教育法による認可」+「児童福祉法による認可」+「認定こども園法による認可」が必要
家庭的保育や事業所内保育は認可外



ポイント！

新制度

幼保連携型認定こども園の認可の簡略化
認定こども園法による認可
認可事業としての地域型保育事業の創設
小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の創設
透明性の高い認可の仕組み
客観的認可基準に適合し、必要条件を満たせば、欠格事項への該当や供給過剰でない限り、認可する。

○ 施設や事業の「確認」について

現行制度

制度なし



ポイント！

新制度

確認制度の創設
「施設認可・事業認可」を前提に、給付対象施設として適格か、施設・事業者を堺市が「確認」する。

まとめ：現行制度と新制度との比較 ③

○ 保育の必要性の認定について

現行制度

施設・事業によって異なる

幼稚園：認定なし

保育所・認定こども園（保育所部分）・

認証保育所：保育に欠ける認定



新制度

支給認定手続きの創設

保護者は、新制度における施設・事業を利用する際には「認定証」の交付を受ける必要がある。（認定は、堺市が客観的基準に基づき行う）

ポイント！

